

**令和2年度（2020年度）事業
特定施設入居者生活介護整備事業者公募要項
（2次募集）**

令和元年（2019年）8月

和歌山市 介護保険課

目次

1	公募の目的	1
2	募集内容	1
3	応募者の資格要件	1
4	事前協議	2
5	応募手続等	2
6	審査	2
7	留意事項	3
8	参考文献	3
9	公募スケジュール	3
10	様式等一覧	4

1 公募の目的

第7期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、特定施設入居者生活介護（混合型）を整備し、高齢者の保健福祉サービスの充実を図ることを目的とする。

2 募集内容

- (1) サービスの種類：特定施設入居者生活介護（混合型）
- (2) 募集施設
 - ・有料老人ホーム・・・・・・・・・・（届出済、届出予定）
 - ・サービス付き高齢者向け住宅・・・（登録済、登録予定）
 - ・養護老人ホーム・・・・・・・・・・（指定替え）
 - ・ケアハウス・・・・・・・・・・（指定替え）
- (3) 整備数：200床分
- (4) 開設時期：令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までに開設
- (5) 募集する日常生活圏域：日常生活圏域の指定はありません。
- (6) 各募集施設における基準等

次に掲げる基準、並びに関係法令等に適合するものであること。

- ア 「和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- イ 「和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」
- ウ 有料老人ホーム
 - 「和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針」
 - 「和歌山市料老人ホーム設置運営指導要綱」
- エ サービス付き高齢者向け住宅
 - 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年4月6日法律第26号）
 - 「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令」（平成13年7月23日政令第250号）
 - 「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」（平成13年8月30国土交通省令第115号）
 - 「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」（平成23年8月12日 厚生労働省／国土交通省／令第2号）
 - 「和歌山市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」
- オ 養護老人ホーム
 - 「和歌山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
- カ ケアハウス
 - 「和歌山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」

3 応募者の資格要件

以下の要件をすべて満たしていないと応募者としての資格はありませんのでご注意ください。

- (1) 法人格を有し、介護保険法第70条第2項並びに同法第115条の2第2項に定める居宅サービス事業者の指定に係る欠格事項に該当しないこと。
- (2) 法人の代表者及び役員が、和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する、暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員でないこと。
- (3) 法人及び法人代表者が、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 平成26年4月以降、改善命令等の行政処分を受けていないこと。

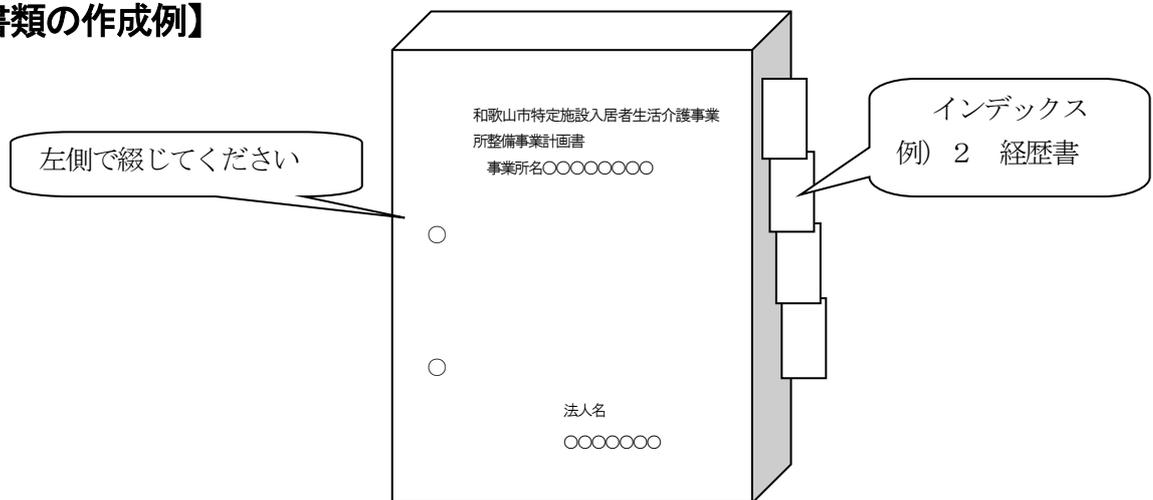
4 事前協議

- (1) 受付期間 令和元年8月5日(月)から同年9月13日(金)まで(土日祝を除く。)
- (2) 協議方法 事前協議申込書を介護保険課へ提出し、日程を調整した上で協議を行ってください。
また、事前協議を行っていない場合は、応募申込書の受付はできませんので、必ず事前協議を経た上で応募を行ってください。
なお、各施設における届出・登録など必要な手続き等の詳細については和歌山市における各担当課に確認してください。応募時までに必要な手続きが済んでいない場合も、応募を受け付けることはできません。
- (3) 提出方法 介護保険課へ直接持参又はメールで送信してください。
※メール送信の件名は「公募事前協議申込書」としてください。

5 応募手続等

- (1) 応募書類の提出
 - ア 受付期間 令和元年9月17日(火)から同月30日(月)まで
 - イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
 - ウ 受付方法 和歌山市役所東庁舎2階介護保険課窓口に応募申込書を持参してください。
 - エ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」参照のこと。
※提出書類一覧の順番にA4サイズ(図面等はA3版をA4折とする)・左綴じで整理し、書類番号と書類名のインデックスをつけてください。
- オ 提出部数 正本 1部 副本 7部(計 8部)
(副本については、証明書等も含めてすべてコピー可とします。)

【応募書類の作成例】



6 審査

- (1) 審査は提出書類及びヒアリング(日程については書類提出後に個別に通知します。)により行います。
- (2) 本審査において決定するのは、施設整備計画上の整備枠配分に基づく協議対象者であり、この決定において施設整備における各種法律上の制限・許認可及び事業者の指定を受けたことにはならないので注意してください。
- (3) 法人に配分される枠については、全体枠との調整から法人が申請した最大床数と最小床数の間で変更することがある。
- (4) 応募者がいない場合、又は審査の結果によりすべての提案について適当でないと判断した場合は、協議対象者の決定を行わないことがあります。
- (5) 審査結果は、市のホームページに掲載するとともに応募者に郵送で通知します。

7 留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の受付期間以降の差し替え及び再提出は原則認めません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類は、和歌山市情報公開条例の定めにより、公開する場合があります。
- (5) 選定後の権利譲渡は認めません。
- (6) **応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合、又は、事業開始までの間に提出書類の内容の変更により重大な支障をきたす場合は、協議対象者として決定を取り消す場合があります。**
また、選定された法人が協議対象者としての決定を取り消された、もしくは辞退した場合は、次点の法人を協議対象者とすることがあります。
- (7) 施設の整備に当たって、本市からの補助金等はありません。

8 参考文献

- ・介護保険制度の解説 - 平成30年8月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈1 単位数表編 - 平成30年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈2 指定基準編 - 平成30年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈3 QA・法令編 - 平成30年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・老人福祉関係法令通知集 [平成27年版]

9 公募スケジュール（予定）

日程	事項
令和元年 8月 5日(月)	事前協議受付開始
9月13日(金)	事前協議受付終了
9月17日(火)	応募受付開始
9月30日(月)	応募受付締切
10月下旬	ヒアリング審査
11月上旬	結果通知

※応募法人数等により、スケジュールが変更となる場合があります。

10 様式等一覧

- 【別紙】令和2年度(2020年度)事業特定施設入居者生活介護整備事業者公募に係る提出書類一覧
- 【様式1】令和2年度(2020年度)事業特定施設入居者生活介護整備事業者公募に係る応募申込書
- 【様式2】経歴書
- 【様式3】和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表(介護付き有料老人ホーム)
- 【様式4】従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 【様式5】用地総括表
- 【様式6】関係部署・機関との協議状況及び今後の予定について
- 【様式7】特定施設入居者生活介護施設整備チェックリスト
- 【様式8】ヒアリング出席予定者名簿

〒640 - 8511

和歌山県和歌山市七番丁23番地

和歌山市健康局保険医療部介護保険課

TEL 073-435-1190

E-mail kaigohoken@city.wakayama.lg.jp